

島根県報

号外第九一號
平成十五年七月十日

(木曜日)

規則
島根県行政組織規則の一部を改正する規則
(人事課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第七九号)

一 規則の概要

産業技術センターの組織再編を行うこととした。

二 施行期日

平成十五年七月十日から施行することとした。

規則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年七月十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七十九号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成十五年島根県規則第三十号)の一部を次のように改める。
第八十二条第三項を次のように改める。

3 産業技術センターに、プロジェクト推進部及び研究開発部を置き、研究開発部に次に掲げる科を置く。

無機材料科

有機材料科

環境技術科

生物応用科

プロセス技術科

情報デザイン科

プロジェクト推進部

特定プロジェクトの推進に係る調査及び研究開発に関する事。

研究開発部

無機材料科

無機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

有機材料科

有機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

環境技術科

廃棄物の処理及びリサイクル、環境配慮型エネルギーの利用その他の環境技術並びに化学応用技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

生物応用科

生物資源の利用及び管理、食品製造その他の生物応用に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

生産システム科

機械金属加工等の生産技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

プロセス技術科

電子材料等のプロセス技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

情報デザイン科

情報技術、産業デザインに関する調査、研究開発、試験及び指導に関する事。

平成15年7月10日

島根県報

号外第91号 (2)

平成十五年七月十日印刷

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金二千四百二十円

(送料共)

この規則は、平成十五年七月十日から施行する。

附則

毎週火・金曜日発行